



法務史料展示室だより 第十五号

時をたずねて

二〇〇八年三月

「史料は語る」第十五回

■旧刑法②

日本人編さん委員の手によって作成された「日本帝国刑法初案」が元老院から差し戻された後、明治九年（一八七六）五月から明治一〇年（一八七七）一月にかけて行われた「日本刑法草案」の編さん作業によって、明治一五年（一八八二）一月一日に施行される刑法典（本欄では「旧刑法」と表記します。）の骨格が形成されることとなります。今回は、「日本刑法草案」の作成に当たって、お雇い外国人ボアソナドが果たした役割に着目してみたいと思います。

前回の本欄で述べましたように、「日本刑法草案」の編さんは、ボアソナドが起草した原案を基に、彼と鶴田皓つるたあきらを始めとする日本人編さん委員らとの間で議論を重ねながら進められました。そうして完成した草案は、必ずしもボアソナドの母国であったフランスの刑法典によるのではなく、ある時には日本古来の「律」

の原則を、またある時には欧米諸国の刑法を取り入れています（第三回の「人」欄で、その一端をご紹介しました。）が、このように柔軟な編さん方針には、ボアソナドの意向が大きく働いていました。

ボアソナドが目指した方向性は、「日本刑法草案」編さん段階における、処刑方法を巡る議論から

もうかがえます。わが

国の刑罰は、古来、一般

の人々への威嚇、つまり

「見せしめ」による犯

罪の抑止を目的として、

公開での処刑を多用し

ていました。こうした

発想は、西洋諸国にも

共通しており、フランス

でも当時、断頭台（いわ

ゆる「ギロチン」による

処刑が広く人々に公

開されていました。ボア

ソナドはしかし、「衆

人ヲ懲戒スル為メトシ

人～第十五回『名村泰蔵』

刑法典の編さんに当たってボアソナドが大きな役割を果たせた背景には、彼が話すフランス語を理解し、これを伝えた通訳の存在があります。今回は、その代表者ともいえる名村泰蔵についてご紹介したいと思います。

名村は元幕臣で、のち明治政府に出仕しますが、慶應2年（1866）に渡仏するなど、語学力が必要とされる役職を多く経ています。司法省に出仕していた明治5年（1872）、名村は司法省視察団の一員として再びヨーロッパへ渡り、ここでボアソナドから法学の講義を受けました。このことを機縁として、ボアソナドの来日に際してはこれに付き添い、来日後はその通訳として、陰に日なたにボアソナドの活躍を支えることになったのです（その様子は、大久保泰甫「日本近代法の父 ボアソナド」〔昭和52年〕などに描かれています）。

通訳としてのみならず、名村はまた、明治15年（1882）1月1日から施行される刑法及び治罪法（現在の刑事訴訟法）の編さんに深く関与していますし、その後も彼は主に司法部の一員として要職を歴任し、明治25年（1892）には、大審院長心得への昇進を果たしています。若くして四か国語を話せたというその語学力と、ボアソナドとの出会いは、間違いなく彼の栄達の一助となったことでしょう。

ところで、ボアソナドは来日後、司法省で法学を講義しますが、その講義はすべてフランス語で行われました。現在、法務史料展示室に展示されている『性法講義筆記ノート』も、明治7年（1874）に開かれた講義の受講者が筆記したのですが、その語学力の高さには驚かされます。現在、私たちが法学を日本語で学べるその陰には、名村を始めとする明治初期の法学者・学徒たちのひとかたならぬ努力があるのです。

テ死刑而已ラ顕戮スルハ大ニ其道理ニ戻もとるものであるとし、その犯罪抑止効果も疑問視して、「顕戮けんりく」つまり公開処刑の禁止を主張したのです（早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記 第I分冊』（昭和五二年）七五頁以下）。当時、世界的にみても主流とはいえなかった死刑の非公開化を求めるボアソナドの発言からは、各国刑法を比較しその長所を取り込むことによって、より良い刑法典を作り上げようとする彼の姿勢を見て取ることができま

す。もちろん、ボアソナドの意向がすべて反映されたわけではありませんが、彼にとつて「日本刑法草案」の編さんは、西洋的な法理念と日本の実情、さらには彼の考える理想とを結び付ける、意欲的な取組であったといえるでしょう。

「歴史を歩く」第十五回 二・二六事件

二月に入り東京でも雪が続きましたが、二月の雪といえ、二・二六事件を想起される方も多いのではないのでしょうか。

東京メトロ溜池山王駅を降り、七番出口から地上に上がると、山王パークタワーがそびえています。この近代的なビルの建つ地にかつて、二・二六事件とかわりの深い山王ホテルがありました。

昭和二年(一九三六)二月二六日未明、野中四郎大尉・栗原安秀中尉ら陸軍将校が率いる歩兵第一連隊及び第三連隊等の下士官・兵約一五〇〇名が、総理大臣岡田啓介や内大臣斎藤実等を襲撃し、政治及び軍事機能の中核である赤坂見附―虎ノ門―桜田門―三宅坂の二帯を占拠しました。彼らは皇道派と呼ばれる陸軍内派閥の青年将校たちで、権力を握る元老・重臣・軍閥等を一掃し天皇親政の政治形態を実現する「昭和維新」を目指していました。現在、丹生誠忠中尉率いる部隊が山王ホテル屋上に「尊王討奸」と記された旗を掲げる写真が残っていますが、この言葉は、正に彼らの行動を表現するものだったのでした。

事件発生当初、陸軍内部の反応は、軍隊が武器を使用するのは天皇の命令によらねばならない(いわゆる「統帥権の発動」として鎮圧を目指すグループ(参謀本部の中心であった杉山元中将や石原莞爾大佐ら)と、決起部隊への理解を主張するグループ(皇道派であった荒木貞夫大将や真崎甚三郎大将ら)とに大きく分かれていました。この両グループの綱引きの中で、結果的に、陸軍大臣川島義之の名前で発表された「陸軍大臣告示」は、決起部隊に理解を示すものとなりました。しかし一方で、



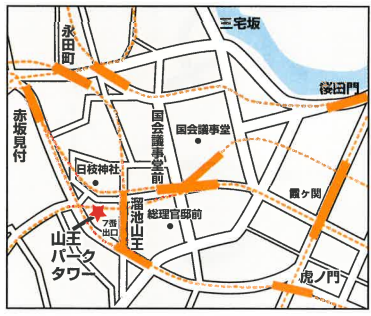
▲山王パークタワー
(現在は山王ホテルはありません。)

海軍は断固鎮圧を主張し、また昭和天皇も事件に激怒して討伐を求め、その様子は侍従武官長であった本庄繁の日記(「本庄日記」)に克明に記されています。この天皇の意向を受け、翌二七日期、東京市に戒厳令が出され、決起部隊に対する扱いは大きく変化し、叛乱部隊と位置付けられていきます。二八日未明には、「三宅坂付近ヲ占拠シアル將校以下ヲ以テ速ニ現姿勢ヲ撤シ各所属部隊ノ隷下ニ復帰セシムヘシ」という天皇の奉勅命令が出され、同日夜には討伐命令が下されて、二九日期、叛乱部隊は完全に包囲されました。包囲軍は、「オ前達ノ父母兄弟ハ国賊トナルノテ皆泣イテオルゾ」等と書かれたビラをまき、中村茂アナウンサーによる有名な「今からでも遅くない」という放送を流して、帰順を呼び掛けました。各部隊が次々と帰順し、叛乱部隊が崩壊していく中、最後まで抗戦の姿勢で留まったのが、山王ホテルに移動してきた安藤輝三大尉率いる部隊でした。しかし、二九日午後一時ころ、ホテルの中庭で中隊歌を合唱する中、安藤が自決を図り、ついに事件は終結したのでした。

三月四日、特設陸軍軍法会議が設置され、四月二八日より裁判が始まり、七月五日には青年将校二七名の死刑を中心とする判決が下されました。獄中で彼らが残した記録や遺書は、当時の実状を知る重要な史料となつていますが、前述した丹生誠忠は、結婚一年目の新妻に対し歌を詠んでいます。

「強く生き 優
しく咲けよ女郎花
死ぬる迄 恋女
房に惚れ候」

事件後、結果として陸軍は政治的発言力を強め、日本は長く過酷な戦争に向かつていくこととなります。



▲山王パークタワー周辺
●東京都千代田区永田町2-11-1
東京メトロ南北線「溜池山王駅」出口7番
下車徒歩約3分

歴史の中の法律語(第十五回)「内済」「公事宿」

内済という言葉は、「表ざたにしないで、内々でことを済ませること」という意味ですが、江戸時代においては、訴訟の際に和解することを内済と呼びました。

江戸幕府は、膨大な訴訟数に対応できず、解決案として内済を進め、積極的な自主的解決を奨励しました。しかし、地元の有力者を仲介人としながら行われる内済に不満を持つ人々は、より上級の裁判所の判断を仰ぐべく、江戸・大坂等を目指し、結果として訴訟数は逆に増大していったのです。

このような訴訟の際に、訴訟人を宿泊させる旅人宿は、次第に訴訟手続を補佐する業務も請け負うようになっていきます。このような旅人宿のことを公事宿といい、裁判に不慣れな人々はこの公事宿でサポートを受けながら、裁判に臨んだのです。公事宿はまた、各裁判所からも公認されて、裁判所業務も分担するようになります(増大する訴訟の中で、裁判所の負担を軽減する意味もありました)。ちなみに、江戸の公事宿は、当初、小伝馬町の商家が転業したものが多く、元禄の終わりころからは馬喰町に急増したといわれています。

公事宿の機能としては、「目安」の作成と訴訟手続の代行、「差紙」の送付、審理中あるいは刑罰としての宿預け等がありました。「目安」とは、訴訟を起こすために最初に必要な訴状のことで、「差紙」とは裁判所が「目安」を受理し、被告に頭を命ずるための書類のことです。公事宿は、訴訟を補佐する弁護士・司法書士的な側面を持つと同時に、裁判所の業務を担当するものでもあったのです。ここに、現代とは少々異なる江戸時代の法意識を窺う取ることができるといえます。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」で紹介しております。